

議案第194号

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第51条 [略] 2～7 [略] 8 指定療養介護事業者が、 <u>指定発達支援医療機関</u> （ <u>児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関</u> をいう。 <u>以下この項において同じ。</u> ）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、 <u>指定発達支援医療機関</u> として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(従業者の員数) 第51条 [略] 2～7 [略] 8 指定療養介護事業者が、 <u>指定医療機関</u> （ <u>児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関</u> をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、 <u>指定医療機関</u> として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

)

第2条 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>

（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>通所給付決定保護者 法第6条の2の2第8項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2)～(12) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 <u>法第6条の2第8項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2)～(12) [略]</p>

（さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児</p>

<p>入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 主として肢体不自由（<u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 主として肢体不自由（<u>法第6条の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
---	---

（さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正）

第5条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（業務）</p> <p>第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関すること。</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する医療型児童発達支援に関すること。</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>（利用者の資格）</p> <p>第12条 <u>法第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援</p>	<p>（業務）</p> <p>第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関すること。</p> <p>(2) <u>法第6条の2第3項</u>に規定する医療型児童発達支援に関すること。</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) <u>法第6条の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>（利用者の資格）</p> <p>第12条 <u>法第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援を利</p>

<p>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の28第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。</p>	<p>用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の28第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。</p>
---	---

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第6条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成19年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる障害児通所支援（児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第4項において同じ。）</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる障害児通所支援（児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第4項において同じ。）</p>

(5) [略]	(5) [略]
---------	---------

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正)

第7条 さいたま市さくら草学園条例（平成13年さいたま市条例第165号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>次に掲げる障害児通所支援（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。次条第1項において同じ。）</u> に関する <u>こと</u> 。 ア・イ [略] (2) <u>障害児相談支援（法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）</u> に関する <u>こと</u> 。 (3)・(4) [略]	(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>次に掲げる障害児通所支援（法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。次条第1項において同じ。）</u> に関する <u>こと</u> 。 ア・イ [略] (2) <u>障害児相談支援（法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）</u> に関する <u>こと</u> 。 (3)・(4) [略]

(さいたま市杉の子園条例の一部改正)

第8条 さいたま市杉の子園条例（平成13年さいたま市条例第166号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害のある児童（以下「児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいた</u>	(設置) 第1条 障害のある児童（以下「児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市</u>

ま市杉の子園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番17号に設置する。

（業務）

第2条 園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 次に掲げる障害児通所支援（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第1項において同じ。）に関する事
ア・イ [略]
- (2) 障害児相談支援（法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事
- (3)・(4) [略]

杉の子園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番17号に設置する。

（業務）

第2条 園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 次に掲げる障害児通所支援（法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第1項において同じ。）に関する事
ア・イ [略]
- (2) 障害児相談支援（法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事
- (3)・(4) [略]

（さいたま市はるの園条例の一部改正）

第9条 さいたま市はるの園条例（平成22年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（業務）</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 次に掲げる障害児通所支援（<u>法第6条の2の2第1項</u>に規定する障害児通所支援をいう。第4条第1項において同じ。）に関する事 ア・イ [略](2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事(3)・(4) [略]	<p>（業務）</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 次に掲げる障害児通所支援（<u>法第6条の2第1項</u>に規定する障害児通所支援をいう。第4条第1項において同じ。）に関する事 ア・イ [略](2) 障害児相談支援（<u>法第6条の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事(3)・(4) [略]

（さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例（平成26年さいたま市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1条の改正を次のように改める。

（設置）	（設置）
<p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。</p>	<p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。</p>

以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園(以下「春光園」という。)を設置する。

以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園(以下「春光園」という。)を設置する。

第3条中第1条の改正を次のように改める。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市榎の木を設置する。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市榎の木を設置する。

第6条中第1条の改正を次のように改める。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市みずき園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市みずき園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

第7条中第1条の改正を次のように改める。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)並びに障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター(以下「センター」という。)をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター(以下「センター」という。)をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。